

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 12 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 8 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

私は、私の知り合いから年金を早くからもらえる手続があると聞き、A社会保険事務所（当時）に行き、繰上げ支給のことを相談したところ、国民年金保険料の未納期間があることを知った。結婚するまでの申立期間①の保険料は母が納付し、結婚後の申立期間②の保険料は妻が納付した。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、結婚するまではその母が申立期間①を、結婚後はその妻が申立期間②の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和44年10月頃に払い出されたと推認され、そのことから、申立期間①及び②は保険料を納付できた期間である。

また、申立期間②直前の昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料について、国民年金被保険者台帳（旧台帳）は未納になっているが、B市の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっているなど、行政機関側の記録管理に齟齬が見られる上、当該期間は、平成23年11月10日に保険料の未納から納付済みに記録が追加訂正されたものである。

さらに、申立人の国民年金保険料は、国民年金の加入期間40年間のうち、申立期間①及び②以外に未納は無く、申立期間①及び②の前後の期間の保険料は納付済みであり、それぞれ3か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月から同年10月まで
② 平成8年5月

申立期間①について、私は、会社を退職した平成2年7月頃に、A区役所で国民年金の加入手続を行い、納付時期や納付場所については明確な記憶は無いが保険料を納付した。

申立期間②について、私は直前までB地で就職していたが、平成8年5月に会社を辞め、同年同月にC市に転居し、同市役所で国民年金の加入手続をして保険料を納付した。同居の妻の保険料は納付済みとなっている。

申立期間①の国民年金保険料が未納となっており、申立期間②は未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、平成8年5月に会社を辞めC市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしている。

これについて、申立期間はオンライン記録では未加入期間とされているが、D年金事務所によると、夫婦の一方が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した場合は、普通であれば夫婦共に国民年金の第1号被保険者に加入するよう指導していたはずであるとしていることから、申立期間直前の期間に第3号被保険者であったその妻のみ、第1号被保険者とされているのは不自然である。

また、申立期間と同期間のその妻の保険料は納付済みとされており、申立人が国民年金の加入及び保険料納付をしていた可能性は否定できな

い上、申立人が1か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、A区役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成5年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①については、厚生年金保険の加入期間の間の期間であるところ、オンラインの記録によると、平成2年11月7日に国民年金の被保険者資格を喪失し、5年9月1日に同資格を取得した記録が同年11月25日に追加されており、それ以前は国民年金の未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②のうち申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間、48年4月から49年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで
③ 昭和53年1月から同年3月まで

申立人の申立期間①、②及び③については、夫婦一緒に国民年金保険料を納付しているはずであり、未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長男は、申立期間①、②及び③については、申立人とその夫は一緒に国民年金保険料を納付しているはずであるとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、夫婦連番で昭和35年10月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間①、②及び③は保険料を納付することが可能な期間であるところ、申立人及びその夫それぞれの国民年金被保険者台帳(旧台帳)の納付された期間及び申請免除された期間などの記録はおおむね一致する上、申立人の夫は、申立期間①、②及び③は納付済みとなっており、申立人の長男の申述に不自然さは見られない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金被保険者台帳(旧台帳)によれば、昭和42年10月から43年3月までの期間の欄には、「附

13-2」とスタンプが二つ押されており、かつ、44年1月から同年3月までの期間の欄にも、「現 47. 2」とスタンプが二つ押されており、これらの期間の保険料は、55年8月に社会保険事務所（当時）が申立人に重複納入として還付と記載されていることが確認できるが、この還付金が申立期間①に充当されていないこと、及びこれらの保険料を重複して納付した47年2月を含む46年度の現年度保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②については、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間のうち昭和49年1月から同年3月までの欄には「不足分納付」とスタンプが押されているところ、国民年金の定額保険料が同年1月に直前の550円から900円へ値上げされており、申立人は、当初納付した保険料から値上げによる保険料の不足分を追加納付したと考えられることなどを踏まえると、申立人は、48年度の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間③については、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間直前の昭和51年9月から52年12月までの保険料は第3回特例納付により55年6月に納付されており、申立人が、3か月と短期間である申立期間③の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から53年3月まで
会社を退職した直後の昭和50年10月頃に、父がA市役所において国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれた。それ以降は、私が付加保険料を含め納付してきた。
申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの期間について、申立人は、その父が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、51年4月から53年3月までの期間は、遡って保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、申立期間以外に未納は無く、申立人と同居していたその母の保険料は、昭和43年4月に国民年金に任意加入した以降、全て保険料を納付していることから、申立人の家族の納付意識は高かったものと考えられる上、加入手続及び保険料納付をしてくれたとするその父が、申立人の申立期間のうち、51年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料を遡って納付した可能性は否定できず、24か月間と比較的短期間である当該期間の保険料を遡って納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は上記 1 のとおり 53 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和45年10月1日）及び資格取得日（昭和45年12月28日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月30日から43年1月1日まで
② 昭和45年10月1日から同年12月28日まで

B社（現在は、株式会社C）での昭和42年12月が厚生年金保険の被保険者期間となっておらず、同社での資格喪失日が違っていると思うので、在勤したかどうかを確認してほしい。また、株式会社Aでは、昭和43年1月5日から54年6月20日まで継続して勤務していたが、D地のE店でF業務をしていた45年10月1日から同年12月28日までの2か月間が厚生年金保険の加入期間から抜けているのはおかしいので、調査して、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の株式会社Aに係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和43年1月5日から54年6月20日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

一方、株式会社Aから提出された申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、同資格取得確認通知書、及び同社に係る認可指令書等によると、申立人は、昭和45年10月1日に被保険者資格を喪失後、同年12月28日に再度資格を取得しており、同年10月及び同年11月の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人と同じく株式会社AにおいてE店のF業務をしていたと供述している同僚が保管していた給与明細書によると、当該同僚は、事業主により申立期間②に係る給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるとともに、前述の被保険者資格喪失確認通知書、及び同資格取得確認通知書において、当該同僚は、申立人と同一日の昭和45年10月1日に被保険者資格を喪失し、同一日の同年12月28日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、株式会社Aから提出された昭和45年9月から46年1月までの残業明細表（給与計算一覧表）によると、申立期間当時に同社のE店部門に勤務していたことが確認できる同僚11人全員の記載が確認できる上、上記同僚が保管していた給与明細書に記載されている賃金支給内容と一致しており、当該残業明細表に申立人の氏名、出勤状況、給与支給内容も確認できることから、上記同僚と同様に申立人についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

さらに、適用事業所名簿によると、株式会社Aは、申立期間②も継続して厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の被保険者資格喪失時の標準報酬月額及び上記同僚の厚生年金保険料控除額から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否か不明としているが、事業主が保存している申立期間②に係る被保険者資格喪失確認通知書及び同資格取得確認通知書によると、事業主は社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年10月及び同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人の株式会社Cに係る雇用保険被保険者記録によると、申立人の同社離職日は昭和42年12月29日であることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日である同年同月30日と合致している。

また、申立人が氏名を挙げた同僚G氏が保管していた株式会社C・B社に係る社員名簿によると、申立人の欄に「退職日；42.12.29」の記載が

確認できるとともに、当該社員名簿に記載されている同僚の退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日を比較したところ、事業主が誤って、被保険者資格喪失日が翌月初日であるものを前月末日で届出していた形跡は見当たらない。

さらに、上記同僚G氏は、「昭和 42 年の私の日誌によれば、12 月 29 日午前中でH業務を終了し、午後から仕事納めがあり、3 時頃から I 店で忘年会兼申立人の送別会を行ったと書いてあるので、申立人は、42 年 12 月 29 日に退職したと思う。」と供述しており、ほかの複数の同僚が「自分の事業所の退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日に違いは無い。」と供述している。

このほか、申立期間①に係る給与明細書等の資料が無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格取得日は、昭和62年9月21日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

- 2 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成5年7月から同年9月までを30万円、同年12月から6年3月までを32万円、同年6月を32万円、同年7月を30万円、同年9月を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年9月
② 平成5年7月1日から6年10月1日まで

昭和62年4月に株式会社Aに入社、半年後の9月半ばに正社員となり厚生年金保険に加入した。国民年金の同年9月分保険料が「厚生年金等加入」を理由として還付、振り込まれているが、年金記録によれば、厚生年金保険の加入は同年10月1日で、申立期間①が空白期間となっている。

また、株式会社Bにおいて、申立期間②の標準報酬月額が28万円となっているが、それ以上の標準得報酬月額の厚生年金保険料を控除されていた。

国民年金保険料の還付通知書等と当時の給与明細書を提出するので、両申立期間について調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険被保険者記録によると、申立人は株式会社Aに昭和62年9月21日から勤務していることが確認できる。

また、申立人が保管する昭和62年度国民年金保険料領収証書、国庫金振込通知書及び国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書によると、同年10月26日に収納された申立人の同年9月分の国民年金保険料は、「厚生年金等加入」を理由として、63年6月15日付けで過誤納調査決定の上、還付されていることが認められる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険と国民年金の被保険者期間の重複に基づく保険料還付事務について、日本年金機構C事務センターに確認したところ、当時の資料は、保存期間経過のため、廃棄済としているものの、「申立期間当時、還付が立った時点で、社会保険事務所（当時）と区役所間で還付が正しいか、チェックが行われる。」としていることから、昭和62年9月21日から同年同月30日までの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを確認したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和62年10月1日を厚生年金保険被保険者資格の取得日とする合理的な理由は無く、申立人の株式会社Aにおける資格取得日は、申立人の雇用保険被保険者記録から同年9月21日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和62年10月1日の資格取得時の記録から20万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間②のうち、平成5年7月から同年9月までを30万円、同年12月から6年3月までを32万円、同年6月を32万円、同年7月を30万円、同年9月を32万円に訂正することが必要と認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無いため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成5年10月、同年11月、6年4月、同年5月及び同年8月に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで
昭和41年8月1日にA社に入社し、42年4月に同社の後継事業所であるB社（現在は、C社）を退職するまでの期間について、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、「A社は、B社を開設するために昭和41年4月から事業を開始した事業所であり、同年11月1日にB社が設立されたために解散しているが、申立人を含め、A社の解散時に雇用していた職員は、新たに開設したB社が継続して雇用した。」と回答していることから判断すると、申立人はA社及びB社に継続して勤務し(昭和41年11月1日にA社からB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年9月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年10月30日まで厚生年金保険の適用事業所としての記録があり、申立期間において適用事業所の記録が無い。しかしながら、C社は、「A社の解散時に雇用していた

職員を、引き続きB社の職員として雇用した。」と回答しているところ、同年10月30日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した41人全員がB社の厚生年金保険の新規適用日である同年11月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで
昭和41年9月1日にA社に入社し、42年3月に同社の後継事業所であるB社（現在は、C社）を退職するまでの期間について、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、「A社は、B社を開設するために昭和41年4月から事業を開始した事業所であり、同年11月1日にB社が設立されたために解散しているが、申立人を含め、A社の解散時に雇用していた職員は、新たに開設したB社が継続して雇用した。」と回答していることから判断すると、申立人はA社及びB社に継続して勤務し（昭和41年11月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年9月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は、昭和41年10月30日まで厚生年金保険の適用事業所としての記録があり、申立期間において適用事業所の記録が無い。しかしながら、C社は、「A社の解散時

に雇用していた職員を、引き続きB社の職員として雇用した。」と回答しているところ、同年10月30日にA社に係る厚生年金保険の被保険者を喪失した41人全員がB社の厚生年金保険の新規適用日である同年11月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月15日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年1月15日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年1月から同年3月までは2万4,000円、同年4月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月15日から同年6月1日まで
年金記録を確認したところ、B株式会社及びA株式会社に継続して勤務していた上記期間について、厚生年金保険被保険者記録が無かったので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元取締役及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、昭和43年1月15日にB株式会社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年6月1日にA株式会社で資格を取得している同僚及び申立人自身が所持する給与明細書によると、同年1月から同年4月までの厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書において確認できる当該期間の保険料控除額から、昭和43年1月から同年3月までは2万4,000円、同年4月は2万6,000円とすることが妥当である。

さらに、オンライン記録によれば、A株式会社は、昭和 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所とはなっていないが、申立人及び複数の元同僚が、B株式会社からA株式会社に移行した際の社員数は 20 人くらいだったとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、元事業主から回答を得ることができない上、元取締役は当該期間における厚生年金保険料の控除の有無については不明としており、このほかに当該期間の厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 43 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月15日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年1月15日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年1月から同年3月までは2万2,000円、同年4月は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月15日から同年6月1日まで
年金記録を確認したところ、B株式会社からA株式会社に空白無く継続して勤務していた上記期間について、厚生年金保険被保険者記録が無かったので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元取締役及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、昭和43年1月15日にB株式会社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年6月1日にA株式会社で被保険者資格を取得するまで被保険者記録が無い元同僚が所持する給与明細書により、同年1月から同年4月までの分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、上記同僚は、申立人と同様に、B株式会社からA株式会社に空白無く継続して勤務したとしており、申立人と自身の雇用形態や給与体系に違いは無かったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年4月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の給与明細書により確認できる当該期間の保険料控除額、オンライン記録により確認できる申立人及び上記同僚の標準報酬月額から、昭和 43 年 1 月から同年 3 月までは 2 万 2,000 円、同年 4 月は 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

さらに、オンライン記録によると、A 株式会社は、昭和 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないものの、申立人及び複数の元同僚が、B 株式会社から A 株式会社に異動した者は約 20 人だったと供述しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、元事業主から回答を得ることができない上、元取締役は当該期間における厚生年金保険料の控除の有無については不明としており、このほかに当該期間の厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 43 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月1日から同年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月28日から54年7月27日まで
② 昭和55年3月1日から平成13年3月31日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社及びB株式会社に勤務していた期間の標準報酬月額が、当時、受け取っていた給与額よりも低くなっているようなので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人はB株式会社に勤務していた期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人は申立期間②のうち、107か月分の給与明細書を所持しており、当該給与明細書により、平成2年4月1日から同年5月1日までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額を上回る標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②において給与明細書が確認できる期間のうち、平成2年4月を除く期間については、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額又は給与明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回らないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②において給与明細書が確認できない期間について、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額を遡及して訂正するなどの不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる記録は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に不自然な点は見られない。

さらに、申立人と生年月日及びB株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が近い元同僚4人の記録を確認したところ、当該同僚の標準報酬月額に比べ、申立人の標準報酬月額が著しく低額であるとは言えないほか、当該同僚のうち、申立人と同じく営業を担当していたとする元同僚の申立期間②における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額よりも低額であることが確認できる。

加えて、上記同僚4人に照会をしたところ、2人から回答があったが、いずれの者からも自身の標準報酬月額が不適切であるとの供述は得られない上、B株式会社は既に廃業しており、元事業主は、当時の状況については確認できる資料が無く、不明と回答している。

このほか、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①について、申立人は、A株式会社に勤務していた期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、申立期間①について、申立人の標準報酬月額を遡及して訂正するなどの不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる記録は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に不自然な点は見られない。

また、申立人と生年月日及びA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が近い元同僚7人の記録を確認したところ、当該同僚の標準報酬月額に比べ、申立人の標準報酬月額が著しく低額であるとは言えないほか、当該同僚のうち、申立人と同じ配送業務を担当していたとする元同僚の申立期間①における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額よりも低額であることが確認できる。

さらに、上記同僚7人に照会をしたところ、5人から回答があったが、いずれの者からも自身の標準報酬月額が不適切であるとの供述は得られなかった。

加えて、事業主は、申立期間の厚生年金保険料の控除については資料が無く、不明と回答している。

このほか、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から43年1月20日まで
昭和39年2月にC社に入社し、その後、A社に異動、転籍し、平成10年4月10日まで継続して勤務した。

年金事務所の記録では、C社を昭和42年8月1日に資格を喪失した後、A社の資格取得日が43年1月20日となっており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録に空白期間ができています。

調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主回答、申立人が保管していた異動歴及びC社が保管していた退職金の計算書等から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和42年8月1日にC社からA社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立てどおりの資格取得の届出を行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月

私は、平成4年3月に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行った記憶は無いが、国民年金保険料の納付書がA市役所（当時）から自宅に届いたので、自宅近くのB銀行C支店から保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行った記憶は無いが、国民年金保険料の納付書がA市役所から自宅に届いたので、自宅近くのB銀行C支店から保険料を納付したとしているが、申立人は、国民年金の加入手続きを行った記憶は無いと主張している上、国民年金保険料納付に関する記憶も明確でなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険手帳記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に申立期間の保険料納付に必要とされる国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」に、平成4年4月1日から同年5月6日までの期間は第1号被保険者であると記載されていることを納付した理由の一つとして主張しているが、この「被保険者となった日」は、加入手続き時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されるものであることから、保険料納付の始期を示すものではない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から平成 7 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から平成 7 年 2 月まで
私は、平成 7 年 3 月に就職する際、母から、私が 20 歳となった昭和 59 年 * 月から平成 7 年 2 月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 7 年 3 月に就職する際、その母から、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたことを聞いたとしているが、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しており、証言を得ることができず、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険手帳記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入以降の 10 年 3 月 12 日に国民年金被保険者資格を取得した際に、遡って未納期間とされたもので、それ以前は未加入期間であったと推認され、制度上、申立期間当時は保険料を納付することができない。

さらに、申立期間は 127 か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6760 (事案 4394 及び 6272 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月から32年12月まで

昭和28年頃、A区B町のC株式会社に入社し、D長の指導でE業務に従事していたが、32年頃、一旦退職して、35年11月に同社に再び入社した。

この会社に住所を移して住み込みで働いており、会社には厚生年金保険に入らないと言った覚えは無いのだから、自動的に加入させるのが会社の責任で、法律で加入しなくてもよいという制度があるのが問題だ。

申立期間にC株式会社に通っていたのは間違いないので、申立期間について、再調査して被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の元同僚の供述により、申立期間において、C株式会社に勤務していたと認められたが、当該期間における申立人の給与から、事業主により厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料が無いなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月20日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいても、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料の控除を確認できる新たな関連資料等を得ることはできなかったところ、元同僚が、「ほかのF店で、G担当として初歩段階のH業務の修業をしてから、昭和32年に入社したが、C株式会社での仕事は、社内外注の扱いでIを請け負って結果を出して報酬をもらっていた。」と供述した上で、I部門における請負制に従事した当時の精算書を提出しており、当該精算書で厚生年金保険料の控除がされていないと確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成23年10月19日付け年金記録の訂

正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「自分は会社に雇われ、H業の仕事をして結果を出し、勤めるときに約束した月給5,000円をもらっていた。途中で怪我をして一旦退職したが、厚生年金保険の記録が無いというのは、会社の責任だ。」と主張しているが、新たな資料等はないとしている。

また、申立人が、今回の申立てに係る調査過程において、申立てに係る事業所の名称が、J株式会社であったと思い出したことから、当委員会は、申立人の同社に係る勤務実態及び事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたか否かなど新たな事情について調査を行った。

その結果、申立人の申立期間当時の勤務実態については、申立人が厚生年金保険被保険者として被保険者資格を取得したC株式会社の代表取締役は、「J株式会社の存在については、全く知らなかった。登記簿によると、代表取締役は私の父親だったが別法人であり、同社の人事資料等をC株式会社では保存していないため、申立人の勤務実態を確認することができない。」としているが、複数の元同僚が、期間の特定はできないものの、申立人がJ株式会社に勤務していた旨の供述をしている。

しかしながら、J株式会社に係る健康保健厚生年金保険被保険者名簿では、今回の申立てにおいて、申立人が、自分と同様の業務内容（H業務）に従事し、月給8,000円を取っていたという前任者の氏名を確認することができない上、申立人が、当初の申立て及び再申立てにおいて列挙した4人の元同僚の氏名についても確認することができない。

また、複数の元同僚が「J株式会社は、学校の校舎のような建物に60人ぐらいの従業者が住み込みで働いていた。従業者の半分以上の人数がI部門の者で、残りがK部門とL部門の者だった。K部門とL部門の従業者は社員で、厚生年金保険に加入していたが、I部門は請負職の職場で、厚生年金保険や健康保険には加入していなかった。I部門の者は、怪我をしたとき自費で治療したが、保険料を引かれなかったので、その分手取額が多かった。また、I部門は、社長が受注したM品を個人に請け負わせて製作させ、報酬は仕事の成果を重視した成功報酬だった。H業務というのは、G担当の下働きで見習だった。」旨の供述をしており、I部門における従業者は、厚生年金保険に未加入であったと回答している。

さらに、J株式会社に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、当該申立期間において、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している32人のうち、12人が新たに記号番号の払出しを受けたと確認できるが、当該12人のうちに申立人の氏名は見当たらない。

加えて、上述の被保険者名簿によると、当該事業所では、昭和29年に12人、30年に16人、31年に18人の厚生年金保険に係る標準報酬月額の時決定が行われ、併せて29年6月、30年7月9日及び31年11月14

日に健康保険被保険者証の検認が行われたと確認できるところ、これらの記録には訂正処理等の形跡が認められないことから、社会保険事務所（当時）において、長期間にわたる複数回の標準報酬月額算定基礎届や健康保険被保険者証の検認の手続の処理に当たり、いずれの機会においても、申立人の記録を全て誤って欠落させたとは考え難く、これらの記録は事業主が届け出たとおりに記録がされていると考えるのが合理的であることから、J株式会社では、事業主が、I部門の従業員（非適用対象者を除く。）については、厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと判断される。

また、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除については、J株式会社における役員全員が既に亡くなっている上、同社に係る人事資料が保存されていないことなどから、保険料控除を確認できる資料及び供述を得ることができず、申立人も、「J株式会社では、前に勤めた会社と違い、健康保険被保険者証が無かった。給料から保険料を控除されていたか否か覚えていない。」と申述している。

なお、申立人は、厚生年金保険に加入しなくてもよいという例外を法律で認めていたことが問題だと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

これまでに収集した資料等を再度検討したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月21日から同年8月16日まで
昭和57年6月にA社を一身上の都合で退職し、同年7月頃からB社にC担当の定時職員として雇用された。この二つは独立採算だが、いわば本店と支店のような関係であり、厚生年金保険等は継続していたと思っていたが、日本年金機構の記録では、申立期間の被保険者記録が無いとのことであった。申立期間についても加入していたと思うので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社にC担当の定時職員として勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てているところ、同社の事業主は、「申立人の勤務期間は申立期間後の昭和57年8月16日からであり、申立期間に係る勤務実態や保険料控除に関する資料が無いため、不明。」としている。

また、申立期間当時の同僚に照会したところ、「申立人のことは記憶に無いが仮に本部と支部との関係で人事交流があったとしても、独立した法人格を有する以上、事実が発生した期日に併せて事務処理が行われるのが通常ではないか。」と供述している上、申立期間前後に申立人が勤務したA社及びB社の両事業所が加入するD基金の申立人に係る加入員記録は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

さらに、D基金が保管する申立人のB社に係る加入員資格取得及び標準給与決定通知書によると、申立人の資格取得時において、同基金に再加入となることから、A社の申立人に係る資格喪失日を確認した旨の記述が認

められる。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 21 日から 37 年 2 月 8 日まで
厚生労働省の記録によると、A株式会社（現在は、B株式会社）における自分の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 35 年 10 月 21 日になっている。

しかし、昭和 37 年 2 月まで同社のC所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「A株式会社を退職する数日前に撮影された写真」、及び同写真に写っている同僚のうち、特定できた複数の同僚と申立人のオンライン記録を比較すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間に同社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、B株式会社は、申立人の申立内容に係る届出、勤務実態、及び保険料控除等について、関係書類が無いので不明と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、及び保険料控除を確認することができない。

また、A株式会社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日は、オンライン記録と一致している上、記録訂正等の形跡は認められない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を入手できないなど、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで
昭和 63 年 12 月から株式会社 A に勤務し、平成 3 年 6 月からは厚生年金保険に加入したはずだが、厚生労働省の記録では、7 年 8 月からとなっており、申立期間の被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 63 年 12 月に株式会社 A に就職後、平成 15 年 9 月まで在籍し、その間、勤務地の変更などは無かった。入社当初は健康保険、厚生年金保険などの社会保険の必要性を感じなかったため、入っていないかったが、3 年 6 月頃から厚生年金保険に加入していたと記憶している。」と主張している。

しかしながら、株式会社 A の事業主は、「申立人は昭和 63 年 12 月に当社へ入社したが、平成 3 年 6 月から、当時は関連会社であった株式会社 B に転籍となったので、申立期間は当社に在籍していない。なお、同社は当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。その後、国から社会保険加入についての指導もあり、7 年頃、申立人を自社に転籍させて厚生年金保険に加入させた。」と供述している。

一方、株式会社 B の清算人（元事業主）も「申立人は平成 3 年 6 月 1 日から 7 年 7 月 31 日まで在籍していたが、当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立期間、申立人は厚生年金保険に加入していなかった。当時は、社会保険に加入したい者は株式会社 A、加入したくない者は株式会社 B の所属だった。」と供述していることから、申立期間当時、申立人は株式会社 A ではなく、同社の関連会社である株式会社 B に在籍し

ていたものと推認される。

また、雇用保険の記録によれば、申立人は平成3年6月1日に株式会社Bに係る資格を取得後、13年9月30日に離職した上、同年10月1日に株式会社Aに係る資格を取得していることが確認できる。

なお、株式会社Bに係る雇用保険の加入記録が確認できる複数の同僚も、株式会社Aに係る厚生年金保険の資格取得日は株式会社Bに係る雇用保険の資格取得日より大幅に遅れている上、株式会社Aに係る雇用保険の資格取得日に比べて厚生年金保険の資格取得日が大幅に遅れている同僚も複数確認できることから、株式会社Aでは、厚生年金保険を含む社会保険については、一律の取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間当時、C地D市において厚生年金保険の適用事業所として「株式会社B」は確認できず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで
② 昭和 43 年 9 月 2 日から 45 年 2 月 15 日まで

被保険者記録回答票によれば、私の厚生年金保険被保険者期間が、全て脱退手当金で処理され、昭和 45 年 4 月 16 日に支給決定されていると記録されているが、私は受領した記憶が無い。同年 2 月 15 日付けで A 株式会社（現在は、株式会社 B）を退職し、同年同月 * 日に結婚し、主人の赴任先の C 市（現在は、D 市）に移った。その年の 7 月の転勤で E 市に転居するまで C 市に住んでおり、脱退手当金は受け取っていない。F 市の実家にも確認をしたが、受け取っていないとの返事だった。どうしてこのような記録になっているのか分からない。調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していた A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿には、「給・脱」欄の「脱」のところに脱退手当金が支給されていることを意味する○表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 2 か月後の昭和 45 年 4 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A 株式会社に係る複数の同僚は、事業所による脱退手当金の説明を受けたとしている上、事業所が代理請求をしていたとする同僚もいることを踏まえると、申立人についても事業所による代理請求がなされた可能

性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、A株式会社を退職後、脱退手当金支給決定日には、F市からC市に転居していることは失業保険受給資格者証の失業手当支給記録から確認できるが、これ以外に申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月1日から51年10月1日まで
② 昭和63年10月1日から平成元年8月1日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については、標準報酬月額が直前の標準報酬月額よりも低くなっていたが、当時、給与が減額されたことは無く、不自然である。納得がいかないのので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A基金から提出された「年金記録台帳」及び「A基金加入者台帳」によると、申立期間①における申立人の標準報酬月額は18万円と記録されているところ、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、申立人と同じ昭和21年5月1日にB株式会社C工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間①における記録が確認できた同僚8人の標準報酬月額は、20万円が1人、19万円が1人、18万円が2人、17万円が4人であり、申立人の申立期間①における標準報酬月額が、当該同僚の標準報酬月額に比べ、著しく低額であるとは言えない。

2 申立期間②について、A基金から提出された「加入者資格取得台帳」及び「A基金加入者台帳」によると、申立期間②における申立人の標準報酬月額は36万円と記録されているところ、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、申立人と同じ昭和 21 年 5 月 1 日に B 株式会社 C 工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間②における記録が確認できた同僚 7 人の標準報酬月額は、41 万円が 3 人、38 万円が 2 人、36 万円が 2 人であり、申立人の申立期間②における標準報酬月額が、当該同僚の標準報酬月額に比べ、著しく低額であるとは言えない。

- 3 事業主は、申立期間における保険料は、A 基金が提出した資料（「年金記録台帳」、「加入者資格取得台帳」及び「A 基金加入者台帳」）に記載された標準報酬月額に基づいて計算され、申立人の給与から控除されたと考えられると回答している。

さらに、申立人の申立期間における標準報酬月額はいずれも直前の標準報酬月額より 1 等級減額されているところ、申立人と同じ昭和 21 年 5 月 1 日に B 株式会社 C 工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該期間に被保険者記録がある同僚 7 人のうち、5 人については、当該期間当時に行われた定時決定により、直前の標準報酬月額より 1 等級から 4 等級減額されていることが確認できる。

加えて、上記同僚のうち、所在が確認できた 4 人に照会をしたところ、1 人から回答があったが、自身の標準報酬月額の記録が不適切であるとの供述は得られない上、申立期間において、申立人の標準報酬月額を遡って訂正するなどの不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる記録は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に不自然な点は見られない。

- 4 このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。